

令和元年度

実質収支に関する調書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

令和元年度東京都一般会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	7,671,732,688,585 ^円
2	歳 出 総 額	7,444,627,433,449
3	歳 入 歳 出 差 引 額	227,105,255,136
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	49,371,855,000
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	8,295,916,000
	計	57,667,771,000
5	実 質 収 支 額	169,437,484,136
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 翌年度へ繰越すべき財源 未収入特定財源
 65,699,100,000円 — 57,667,771,000円 = 8,031,329,000円

令和元年度東京都特別区財政調整会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,099,225,769,000 ^円
2	歳 出 総 額	1,099,225,769,000
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都地方消費税清算会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	2,061,001,028,928 ^円
2	歳 出 総 額	1,751,580,076,487
3	歳 入 歳 出 差 引 額	309,420,952,441
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	309,420,952,441
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	768,934,300 ^円
2	歳 出 総 額	15,000,000
3	歳 入 歳 出 差 引 額	753,934,300
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	753,934,300
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都国民健康保険事業会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,115,750,889,416 ^円
2	歳 出 総 額	1,095,124,598,203
3	歳 入 歳 出 差 引 額	20,626,291,213
4	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	20,626,291,213
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	6,541,406,990 ^円
2	歳 出 総 額	2,606,770,477
3	歳 入 歳 出 差 引 額	3,934,636,513
4	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	3,934,636,513
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都心身障害者扶養年金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	4,121,159,261 ^円
2	歳 出 総 額	4,121,159,261
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	2,440,849,897 ^円
2	歳 出 総 額	722,891,804
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,717,958,093
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	1,717,958,093
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	110,028,578 円
2	歳 出 総 額	0
3	歳 入 歳 出 差 引 額	110,028,578
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	110,028,578
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	168,193,261 円
2	歳 出 総 額	2,505,116
3	歳 入 歳 出 差 引 額	165,688,145
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	—
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	—
5	実 質 収 支 額	165,688,145
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

令和元年度東京都と場合会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,270,048,002 ^円
2	歳出総額		5,270,048,002
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和元年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		159,068,465,202 ^円
2	歳出総額		158,142,445,357
3	歳入歳出差引額		926,019,845
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	68,285,000
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	68,285,000
5	実質収支額		857,734,845
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 翌年度へ繰越すべき財源 未収入特定財源
 13,542,008,000円 — 68,285,000円 = 13,473,723,000円

令和元年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,177,786,289 ^円
2	歳出総額		2,452,583,976
3	歳入歳出差引額		7,725,202,313
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		7,725,202,313
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和元年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,953,484,643 ^円
2	歳出総額		3,953,484,643
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和元年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		12,385,384,736円
2	歳出総額		5,594,442,479
3	歳入歳出差引額		6,790,942,257
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	167,000
		(3) 事故繰越し繰越額	41,626,000
		計	41,793,000
5	実質収支額		6,749,149,257
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額 翌年度へ繰越すべき財源 未収入特定財源
 47,793,000円 — 41,793,000円 = 6,000,000円

令和元年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,281,156,560,523円
2	歳出総額		1,281,156,560,523
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

令和元年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	3,808,618,785 円
2	歳 出 総 額	770,997,649
3	歳 入 歳 出 差 引 額	3,037,621,136
4	(1) 継 続 費 通 次 繰 越 額	—
	(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	18,600,000
	(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	—
	計	18,600,000
5	実 質 収 支 額	3,019,021,136
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	—

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
249,379,000円	—	18,600,000円
		= 230,779,000円